

伊万里市公告第33号

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の一部を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を次により縦覧に供する。

令和8年5月28日

伊万里市長 深浦 弘信



記

- 1 農用地利用計画変更の縦覧場所
伊万里市農業振興課 伊万里市立花町1355番地1
伊万里市ホームページ

用途区分を変更した農地(単位 : m²)

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	農業用 施設用地	面積計
1	大川町東田代	字神林	1435番1の全部		1,342.00			1,342.00
2	大川町東田代	字神林	1391番1の一部	272.24				272.24
	合計		2筆	272.24	1,342.00			1,614.24

ア. 農業振興地域整備計画の変更経過

	変更決定年月日(法第12条の規定による)及び番号	備考
当初	令和7年3月25日付け伊万里市公告第15号	
第8回	令和8年4月20日付け伊万里市公告第21号	

イ. 農用地利用計画

	総面積	農用地						計	混雑林地	農業用施設用地	混雑林地以外の山林原野	その他
		農地		樹園地		計	採草放牧地					
		田	畑	計	樹園地							
農業振興地域	224,700,000.00	30,374,997.44	15,765,129.52	2,494,446.54	48,634,573.50	243,378.00	48,877,951.50	0.00	665,564.87	114,137,909.81	61,018,573.82	
農用地利用計画(当初)	32,769,597.27	25,133,296.38	5,098,492.48	1,628,865.54	31,860,654.40	243,378.00	32,104,032.40	0.00	665,564.87	0.00	0.00	
農用地利用計画(現在)	32,752,429.11	25,122,510.54	5,097,798.48	1,627,881.54	31,848,190.56	243,378.00	32,091,568.56	0.00	660,860.55	0.00	0.00	
変更計画	0.00	-272.24	-1,342.00	0.00	-1,614.24	0.00	-1,614.24	0.00	1,614.24	0.00	0.00	
変更後の農用地利用計画	32,752,429.11	25,122,238.30	5,096,456.48	1,627,881.54	31,846,576.32	243,378.00	32,089,954.32	0.00	662,474.79	0.00	0.00	

ウ. 変更総括調書

(ア) 用途区分を変更した農地

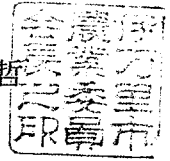
	1	2	3	4	5	6	7
変更事由	農業用資材置き場、駐車場、水槽						
変更場所	大川町東田代 字神林 1435番1の全部 外1筆						
変更面積(m ²)	1,614.24						
備考	用途区分の変更						

変更事由							
変更場所							
変更面積(m ²)							
備考							

伊農委第24号
令和8年5月14日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会
会長 西山 哲



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和8年4月28日付け伊農振第56号で照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」に対する意見一覧表(R8.5)

番号	申請者	申請地	変更目的	申請内容
1		大川町東田代字神林1435番1 大川町東田代字神林1391番1	農業用資材置き場・駐車場・ 水槽	用途区分の変更

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申請者	
申請地	大川町東田代字神林1435番1 大川町東田代字神林1391番1
申請地の状況	申請地は 大川町東田代 に位置している。
変更目的	農業用資材置き場・駐車場・水槽
申請内容	用途区分の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)」の市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当する。
転用許可の見込みについて	農用地区域内で、申請人が農業を行う上で必要な農業用資材置き場・駐車場・水槽整備のためということで、農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請の申出内容が用途区分の変更であることから、農地転用許可基準「第2の1の(1)のアの(イ)のb」により転用許可は可能である。
計画変更に対する農業委員会の意見	転用目的は農業用資材置き場・駐車場・水槽であり、農業を行う上で必要な施設であることから農地の流動化や集団化に関して支障ないと考えられる。また、雨水については既存水路を経由し、西側の川へ流れる計画のため、農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第127号
令和8年5月13日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和8年4月28日付け伊農振第56号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



J A 伊 営 振 発 第 9 号
令 和 8 年 5 月 8 日

伊 万 里 市 長 深 浦 弘 信 様

伊 万 里 市 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 田 代 直 樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」
に対する意見について（回答）

令和 8 年 4 月 28 日付、伊農振第 56 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

[申請に対する意見について]

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われま。

